

2022年8月9日

## 院外処方箋の残薬調整（減数調剤）について

平素より、当院の院外処方箋を応需いただきありがとうございます。

当院発行の院外処方箋において、「残薬調整後の報告可」と記載がある場合には残薬調整に関する疑義照会を不要といたします。次の注意事項をご確認のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

### <残薬調整（減数調剤）の注意事項>

- ① 次回受診日を考慮して投与日数を減らす場合のみ可とする。
- ② 増量調整については、通常通り疑義照会をすること。
- ③ 麻薬および抗悪性腫瘍剤の残薬調整は不可とする（疑義照会が必要）。
- ④ 残薬調整を行った場合は、必ず「[トレーシングレポート《残薬調整用》](#)」を用いて当院薬剤科へFAXにて情報提供を行うこと。

様式：[「トレーシングレポート《残薬調整用》」](#)

FAX：022-308-9923

- ⑤ お薬手帳には残薬調整した旨の記載をすること。

※院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル参画されている保険薬局様はプロトコルに基づいた残薬調整を行ってください。